福県医発第２１４６号（地）
平成１７年　２月２５日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　竹　嶋　康　弘

結核予防法の改正に伴うBCGの接種時期について（お願い）

結核予防法の改正につきましては、平成１６年１０月２６日付け福県医発第１３４３号（地）及び平成１６年１１月１２日付け福県医発第１４７４号（地）にてご連絡いたしております。

今回の改正により、BCGの接種時期が「原則として生後６か月に達するまで」となりますが、①出生直後の新生児期からの接種を実施しているのは、結核蔓延度が高い国々であること、②結核感染リスクが低下してきた欧州各国では、新生児期の接種で致死的な副反応（主として免疫不全児に接種した場合の播種性BCG症）が出現することを回避する目的で、接種時期を乳児期後期へ変更していること、③BCGの接種時期として、「出生直後が良いか、数か月待ってからが良いか」ということについては、WHO（世界保健機関）の検討においても未解決であること、④わが国では従来から、免疫不全者への接種をできるだけ回避したいとの理由で、BCG接種時期を生後３か月からとしてきたこと、などを理由に、「生後３か月～生後６か月に達するまで」の期間が、接種時期として望ましいのではないかと考えられます。

本件につきましては、会員からの問合せも多く、少なからず混乱を招いていることから、２月１６日（水）に開催いたしました各医師会予防接種担当理事者会においてもご報告いたしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下市町村とよくご協議の上、実際に接種を行う小児科、産婦人科等の会員医療機関並びに関係各位に対しまして、何卒ご協力いただきますよう周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

（１）接種後のコッホ現象につきましてもご留意いただきますよう、併せて周知方お願い申し上げます。

（２）「生後６か月に達するまで」の解釈は下記の例に示すとおりです。

記

（例）

・１月１日生まれ　→　６月３０日まで

・８月２９日～９月１日生まれ　→　翌年の２月２８日まで

※閏年については、８月３０日～９月１日生まれ　→　翌年の２月２９日まで

小郡三井医師会より　　担当理事　友清　明